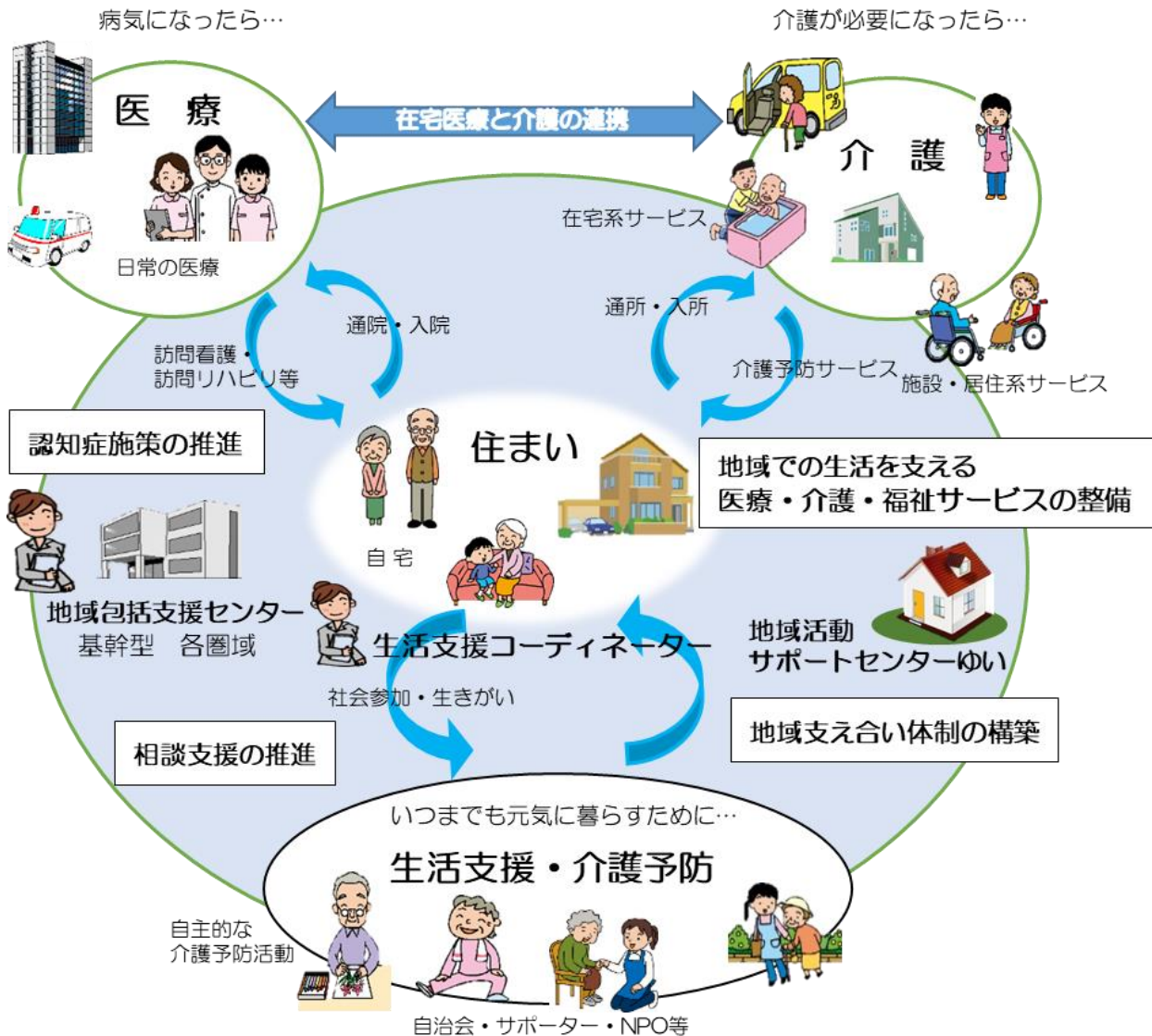


## 1. 古賀市版地域包括ケアシステムの基本的な考え方

「地域包括ケアシステム」とは、「医療」「介護」「住まい」「生活支援」「介護予防」が一体的に提供されることで、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会をめざす考え方です。

古賀市では、高齢者実態調査等で見えてきた課題の解決に向けて各施策を実施することで、古賀市版地域包括ケアシステムの構築の更なる推進をめざしていきます。

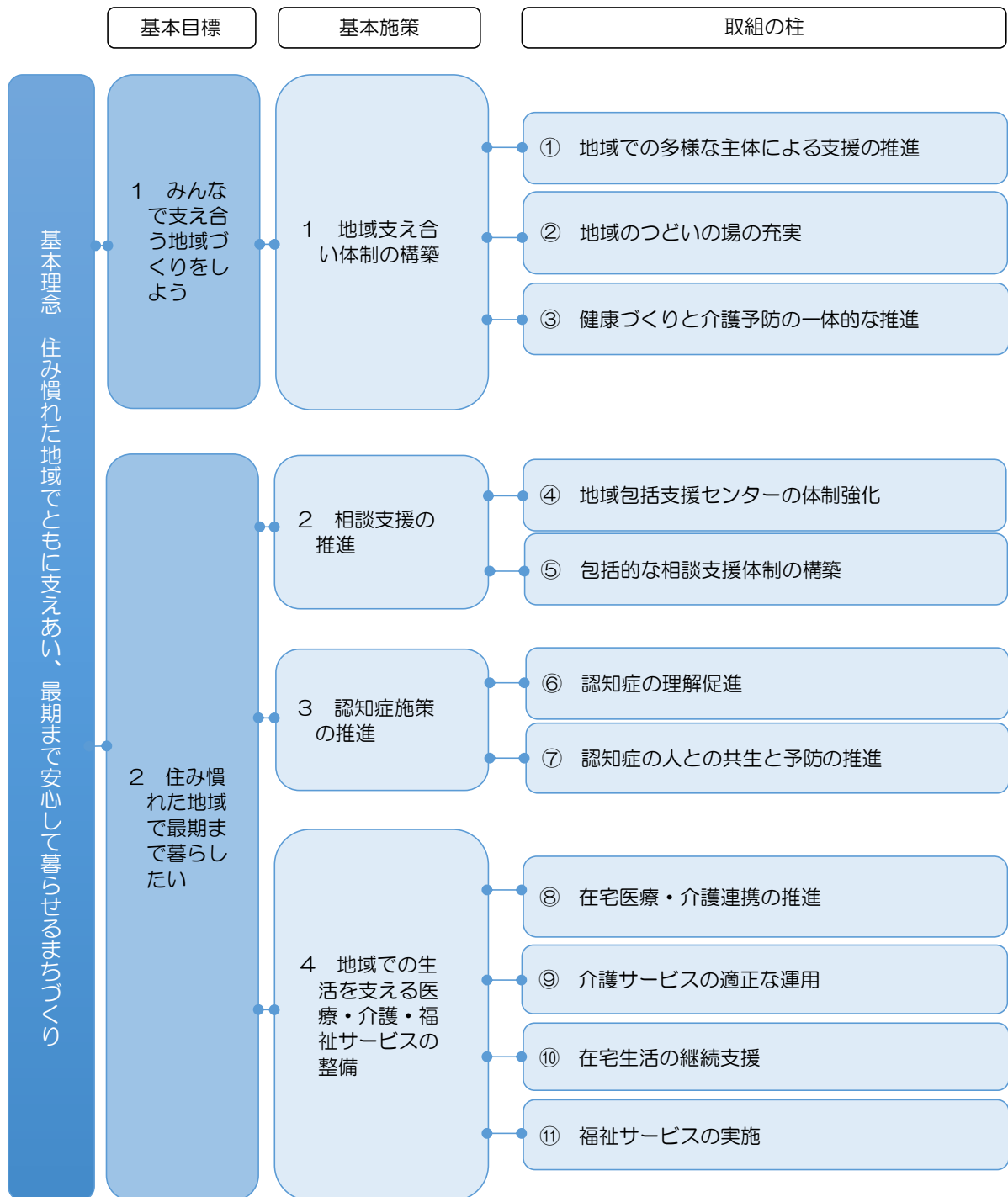
(図表 1-1) 古賀市版地域包括ケアシステムの姿



## 2. 計画の体系について

古賀市版地域包括ケアシステムの構築の更なる推進をめざすため、本計画では、基本理念を「住み慣れた地域でともに支えあい、最期まで安心して暮らせるまちづくり」としました。その実現に向けて、2つの基本目標と4つの基本施策を設定し、その下に11の取組の柱を設定しました。また、本計画では取組の柱の中に、重点的に実施すべき取組を設定しました。

(図表 2-1) 計画の体系図



取組の柱の下に設定した取組内容は、以下の通りです。

取組の柱	取組内容	掲載ページ
① 地域での多様な主体による支援の推進	(ア) 地域づくりと人材育成 <b>重点</b>	P6
	(イ) 社会参加と生きがいづくり	P7
② 地域のつどいの場の充実	(ウ) 自主的な介護予防活動 <b>重点</b>	P8
③ 健康づくりと介護予防の一体的な推進	(エ) 健康寿命を延ばす取組 <b>重点</b>	P9
	(オ) 自宅でを行う介護予防の取組 <b>重点</b>	P10
④ 地域包括支援センターの体制強化	(カ) 地域包括支援センターの運営 <b>重点</b>	P12
⑤ 包括的な相談支援体制の構築	(キ) 重層的な相談支援	P14
⑥ 認知症の理解促進	(ク) 認知症の普及啓発 <b>重点</b>	P15
⑦ 認知症の人との共生と予防の推進	(ケ) 認知症の早期発見・早期対応	P16
	(コ) 認知症の人と共に生きる支援 <b>重点</b>	P17
⑧ 在宅医療・介護連携の推進	(サ) 在宅医療・介護連携の普及啓発 <b>重点</b>	P19
	(シ) 多職種連携の促進	P19
⑨ 介護サービスの適正な運用	(ス) 介護予防・生活支援サービスの推進	P20
	(セ) 介護給付費適正化の取組	P20
	(ソ) 介護人材確保の取組 <b>重点</b>	P21
⑩ 在宅生活の継続支援	(タ) 安心した生活につながる取組	P22
	(チ) 家族介護者支援の取組	P23
⑪ 福祉サービスの実施	(ツ) 生活環境の支援	P23
	(テ) 福祉サービスの支援	P23

### 3. 基本目標

#### 1 みんなで支え合う地域づくりをしよう

地域で生きがいを持ちながら最期まで安心して暮らし続けていくためには、地域住民や地域で活動する団体が地域づくりに参加し、「自分たちの地域は、自分たちの手でつくる」という意識をもち、互いに協力・連携し、地域の課題解決や助け合い活動を生み出すことが大切です。

今後、団塊の世代が75歳となる令和7（2025）年に向けて、高齢者が健康づくり活動や介護予防活動に参加するだけでなく、地域の担い手となり活躍し続けることで、みんなで支え合う地域づくりをめざします。

【基本目標の達成に向けた第8期計画での目標値】

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、地域の支え合いがあると感じる又はとても感じると回答した人の割合を53.3%から58.0%にする。
- 国が実施する介護予防・日常生活支援総合事業等（地域支援事業）の実施状況に関する調査において、つどいの場の各種介護予防活動に参加する高齢者の割合を9.9%で維持する。

#### 2 住み慣れた地域で最期まで暮らしたい

高齢者が住み慣れた地域で最期まで尊厳のある暮らしを続けていくためには、個々のニーズや状態に応じて、医療・介護のサービスや多様な主体による福祉サービス等が一体的に切れめなく提供されることが必要です。

高齢者の身近な相談支援窓口である地域包括支援センターの体制強化や、認知症施策を更に推進することで、高齢者とその家族等が安心して生活ができる地域づくりをめざします。

【基本目標の達成に向けた第8期計画での目標値】

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、家族や友人・知人以外に相談場所がない人の割合を24.9%から15.0%にする。（参考：平成28（2016）年度調査では35.6%）
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、ほとんど外出していない人の割合を前期高齢者で2.4%から2.2%にし、後期高齢者では9.8%を維持する。（参考：平成28（2016）年度調査では前期高齢者で2.6%、後期高齢者で7.2%）
- 在宅介護実態調査において、介護を主な理由にして過去1年の間に仕事を辞めた主な介護者の割合を7.3%で維持する。（参考：平成28（2016）年度調査では4.3%）

## 4. 基本施策

### 基本施策1 地域支え合い体制の構築

#### ① 課題

##### 【高齢者実態調査から見た課題】

- ・地域の支え合いの仕組みの構築
- ・地域の担い手の育成
- ・地域の身近なつどいの場等への社会参加の促進
- ・高齢者の外出促進
- ・口腔ケアの推進

##### 【第7期基本計画から見た課題】

- ・地域支え合いネットワーク（協議体）の構築と推進
- ・介護予防サポーター等の養成
- ・身近な地域のつどいの場の充実

##### 【生活支援体制整備事業から見た課題】

- ・地域のつどいの場における介護予防活動の推進
- ・地域における生活課題の「見える化」と支援を行う仕組みの構築
- ・地域の支え合い活動の継続支援や新たなサービスの創出
- ・日常生活支援の担い手の養成や発掘

#### ② 今後3年間の取組の方向性

高齢者の身近な地域で、介護予防活動や日常生活支援の充実を図るために、地域の様々な社会資源を見える化し、多様な主体によって支え合う体制を構築していきます。

また、新たに高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に取組み、高齢者の健康づくり、介護予防を効果的に推進します。

なお、令和2年から流行した新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域における介護予防活動が縮小されており、今後3年間においても影響があると考えられます。このような状況の中、高齢者の介護予防として地域活動への支援と併せて自宅で簡単にできるトレーニング「家トレ」の推進等、新しい生活様式を踏まえた事業の実施に取り組みます。

#### ③ 計画期間の主な取組

##### 【基本施策1 地域支え合い体制の構築】

##### 取組の柱1 地域での多様な主体による支援の推進

「地域の助け合いやボランティア活動等の社会参加をすることは自分の介護予防につながる」という考え方に沿って、自らが地域づくりに参加し、本人の意欲に基づく継続的な介護予防の実施や地域の多様な主体による生活支援を推進します。

また、介護予防や日常生活支援の充実のためにインターネット等を活用した情報の共有やコミュニケーションツールのあり方について研究します。

## 取組（ア）地域づくりと人材育成【重点】

地域活動サポートセンターゆいは、介護予防及び生活支援を推進する地域づくりの拠点として、地域支え合いネットワーク（協議体）の強化やつどいの場の充実等に取り組みます。併せて、地域の担い手の育成については、運動・音楽・健康づくり・食生活改善・生活支援のサポーター養成講座を実施し、翌年度以降の新規サポーター登録につなげます。

また、生活支援コーディネーターが地域支え合いネットワーク（協議体）と連携し、地域資源や高齢者ニーズを把握し、見える化を図りながら、地域のつどいの場の立ち上げ等、地域の支え合い活動を支援します。

## 【成果指標】サポーター新規登録者数

	実績			成果指標		
	2018 (H30)	2019年 (H31)	2020年 (R2)※	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)
運動	3人	5人	2人	2人	5人	5人
音楽	9人	11人	4人	0人	5人	5人
健康	9人	5人	3人	3人	7人	7人
食	3人	7人	5人	0人	7人	7人
生活	—	—	—	0人	10人	10人

※令和2（2020）年度は見込み値です。

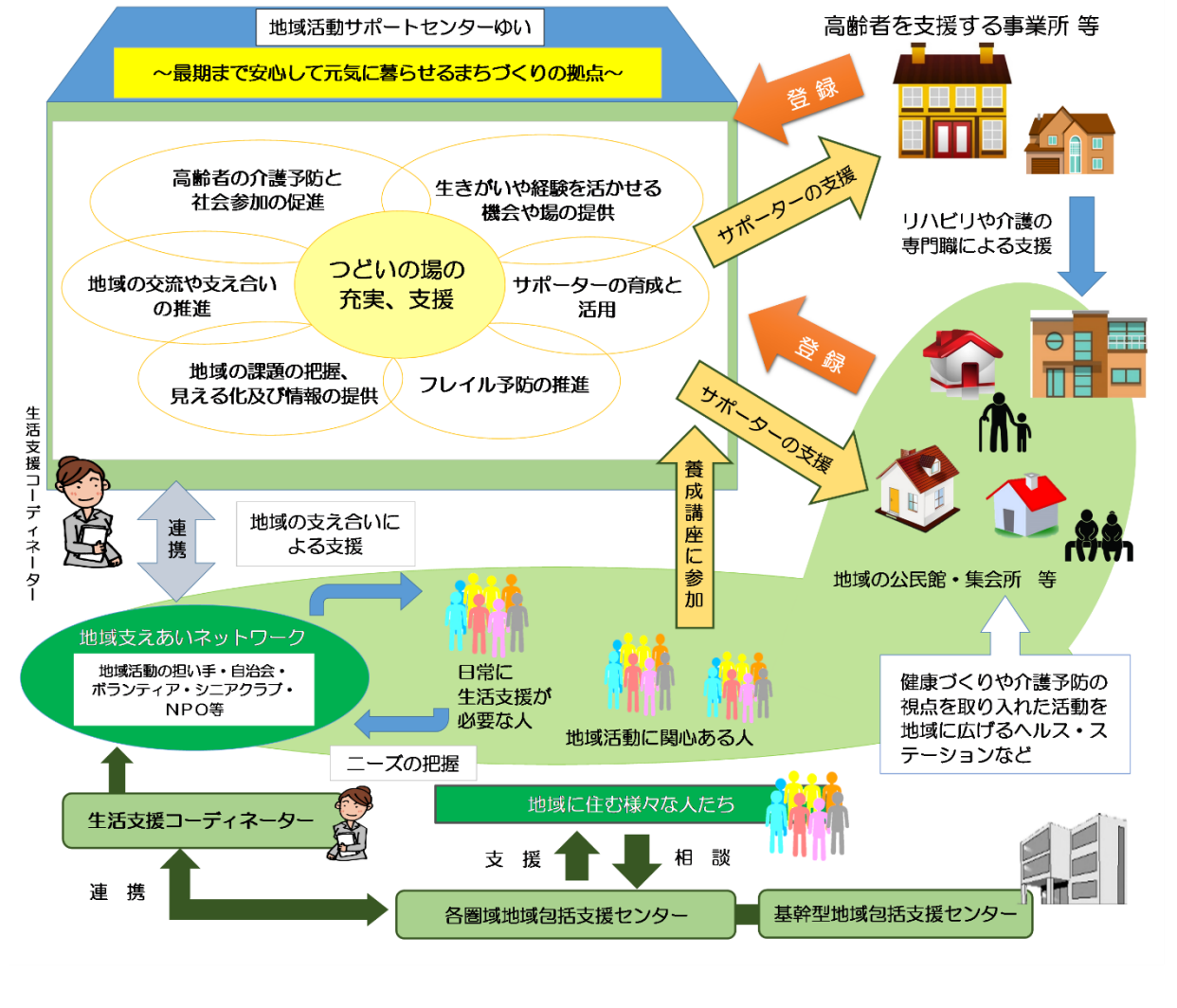


取組（イ）社会参加と生きがいづくり

古賀市シニアクラブ連合会や古賀市シルバー人材センター等の団体の支援を行い、高齢者の生きがいづくり、健康づくり及び就労等を推進します。

また、平成27年の介護保険法の改正を受け、古賀市では介護予防を推進する「場」を地域の歩いて行ける公民館等の住民主体のつどいの場に移行することとし、ふれあいセンターりん（介護予防支援センター）を指定管理期間が満了する令和4年度末に終了し、身近な地域のつどいの場における介護予防の充実を積極的に推進します。

（図表 4-1）古賀市地域活動サポートセンターゆい



【基本施策1 地域支え合い体制の構築】  
取組の柱2 地域のつどいの場の充実

地域住民の交流や自主的な介護予防を進めるため、地域のつどいの場における介護予防活動へサポーターを派遣し、支援を行います。

取組（ウ）自主的な介護予防活動【重点】

住民主体のつどいの場の活動をサポーターが定期的に支援することで、多様な活動メニューの助言及び自主的な介護予防活動の充実を図ります。

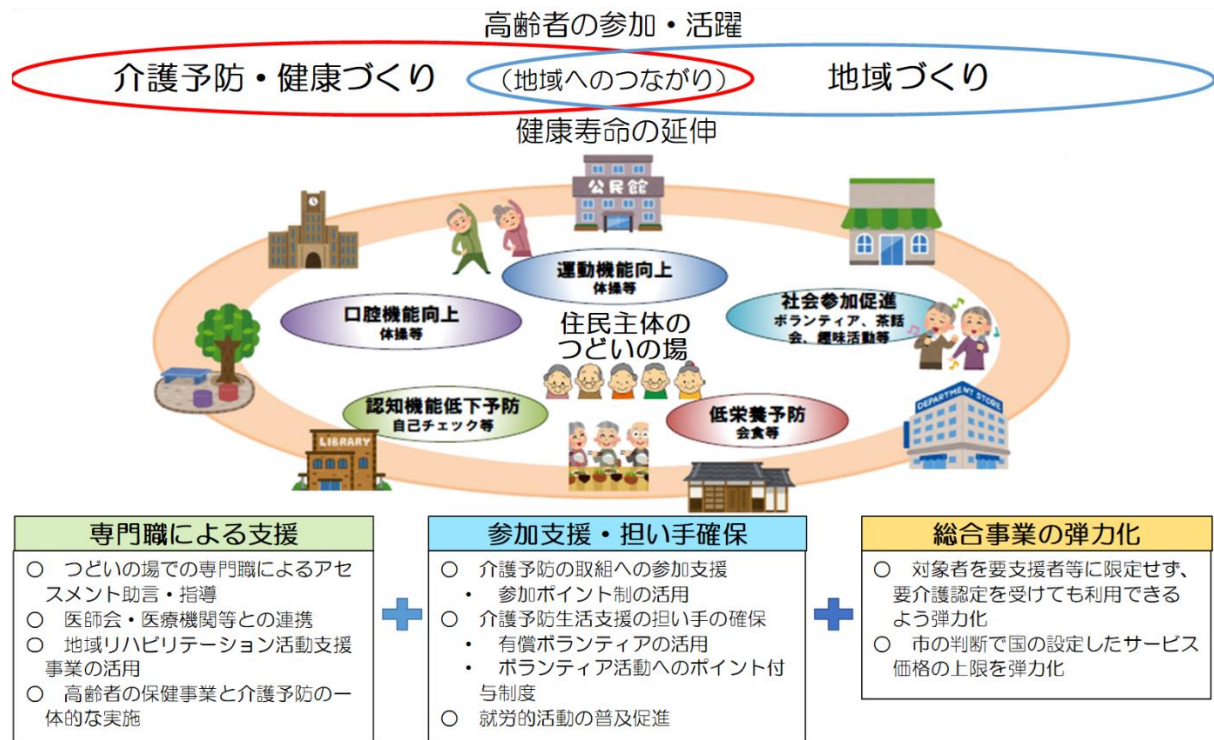
また、住民主体のつどいの場における日頃の活動や交流の活性化を図るために、介護予防活動としてボール体操や音楽活動を行っているグループに対して、市が実施するいきいきボールンピック大会や生き生き音楽交流会への参加を促します。

【成果指標】いきいきボールンピック大会参加者数

実績			成果指標		
2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)※	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
343人	473人	300人	300人	350人	400人

※令和2（2020）年度は見込み値です。

（図表 4-2）住民主体のつどいの場における介護予防の推進



※ 厚生労働省の資料を基に独自で作成しています。



## 【基本施策1 地域支え合い体制の構築】

## 取組の柱3 健康づくりと介護予防の一体的な推進

後期高齢者が増加する中、高齢者一人一人に対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、運動や口腔、栄養、社会参加等の観点から、新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。

## 取組（工）健康寿命を延ばす取組【重点】

古賀市では、健康寿命を延ばすため「健康チャレンジ10か条」を作成し、普及啓発を行っています。高齢者をはじめ全ての市民が、「健康チャレンジ10か条」を毎日実践し、継続して取り組むことで、生涯を通じて健康の保持・増進やフレイル予防等を図ります。なお、「健康チャレンジ10か条」を推進するため、ヘルス・ステーションや地域のつどいの場等の活動を通して健康寿命の延伸をめざします。

このほか、保健師等の専門職が、一人一人の健康状態に応じた健康相談や保健指導を行うとともに、サポーターの育成や地域住民と協力した健康づくり及び介護予防活動の推進を図ります。

また、地域のつどいの場等にリハビリテーション専門職等を派遣し、地域に合った効果的な運動方法等の助言や介護予防活動の支援を行うことで、地域住民が主体的に介護予防を推進できるようにします。

## 【成果指標】ヘルス・ステーション設置箇所数

実績			成果指標		
2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)※	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
12か所	12か所	14か所	17か所	21か所	25か所

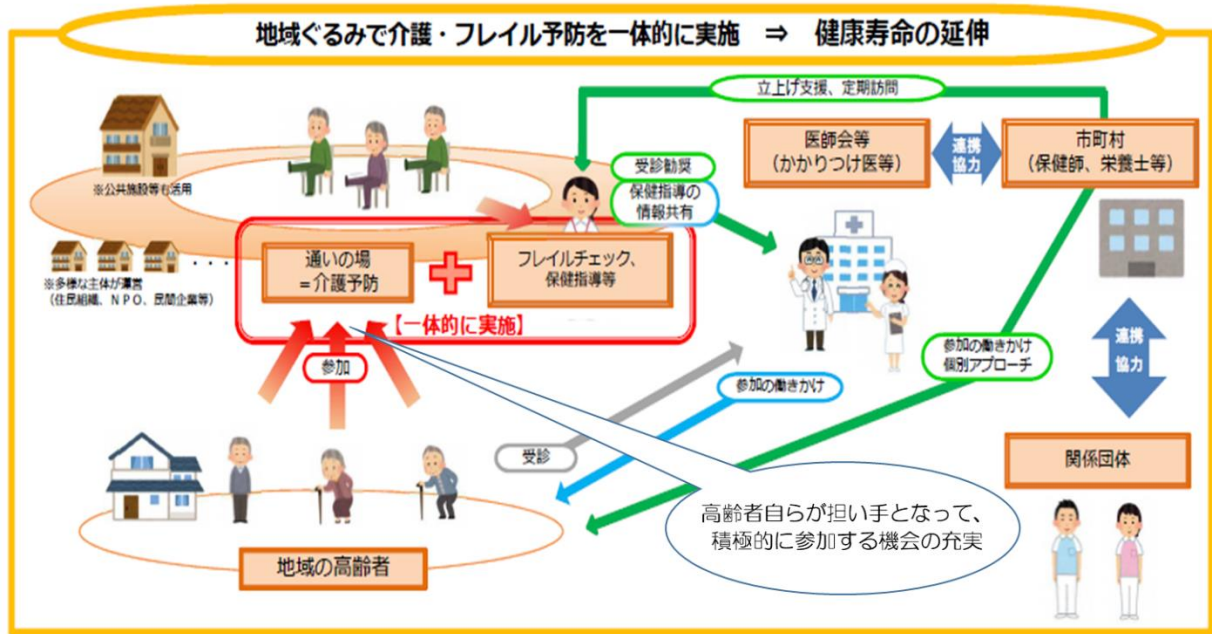
※令和2（2020）年度は見込み値です。

## 【成果指標】地域リハビリテーション活動支援事業新規実施箇所数

実績			成果指標		
2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)※	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
7か所	2か所	0か所	2か所	4か所	8か所

※令和2（2020）年度は見込み値です。

(図表 4-3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施



※ 厚生労働省の資料を基に独自で作成しています。

取組 (オ) 自宅で行う介護予防の取組【重点】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出の自粛や集団での活動を控える中、自宅でできる健康づくりやフレイル予防として、「家トレ(お家でできるトレーニング)」も推進しています。地域活動サポートセンターゆいでは、家トレや脳トレ等の動画や教材を作成し、市のホームページ等への掲載や教材の配布を行います。

また、体力測定や高齢者一人一人に合った運動のきっかけづくり、及び健康や食事についてのアドバイス等を行う「家トレ相談室」を実施します。

## 基本施策2 相談支援の推進

### ① 課題

#### 【高齢者実態調査から見えた地域課題】

- ・地域包括支援センターの体制強化

#### 【第7期基本計画から見えた地域課題】

- ・身近な地域で相談ができる相談支援体制の強化

#### 【地域ケア会議等から見えた地域課題】

- ・専門職のケアマネジメント力の更なる向上

### ② 今後3年間の取組の方向性

今後、増加が見込まれる後期高齢者や一人暮らし高齢者、認知症高齢者等に対し、地域包括支援センターの専門職が中心となって総合相談や高齢者の権利擁護等の支援を行います。

また、地域共生社会の実現に向け、8050問題等地域住民の複雑化・複合化した問題に対応する新たな包括的相談支援体制を構築します。

### ③ 計画期間の主な取組

#### 【基本施策2 相談支援の推進】

#### 取組の柱4 地域包括支援センターの体制強化

古賀市地域包括支援センターは、本計画から、保健・福祉・医療・介護の向上と増進のために必要な援助支援を行う「圏域（委託型）地域包括支援センター」を新たに市内3か所に設置し、併せて認知症施策や在宅医療・介護の連携、ケアマネジメント支援等の政策的な企画・立案の実施や困難事例等に対応する「基幹型地域包括支援センター」を直営で運営することで、直営・委託双方のメリットを生かした体制強化を図ります。

## 取組（力）地域包括支援センターの運営【重点】

地域包括支援センターでは、社会福祉士や保健師、主任ケアマネジャー等の専門職が中心となり、高齢者に対する総合相談や権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の支援を行います。

新たに設置する圏域（委託型）地域包括支援センターでは、主に地域の身近な相談窓口として、高齢者等に関する様々な相談を受け止め、適切な機関や制度・サービスにつなぐ等の総合的な相談支援や介護予防ケアマネジメント等を行います。地域ケア個別会議では、その中で見える様々な課題の解決に関し、多職種が協働して支援方法等を検討し、自立支援に資するケアマネジメント力の向上や地域資源・課題の抽出等を行い、効果的な支援方法等の向上に取り組みます。

基幹型包括支援センターは、主に高齢者の権利が侵害される虐待事案について、虐待対応マニュアル等を活用した高齢者の権利擁護支援、個別ケースの課題分析等から地域に共通した課題を発見し、地域づくりや資源の開発、施策形成への立案・提言を行うための地域ケア推進会議を開催します。また、圏域（委託型）地域包括支援センターの運営に関して公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を支援するため、各地域包括支援センターの運営や活動に対する支援に取り組みます。

## 【成果指標】地域包括支援センターへの相談件数

実績			成果指標		
2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)※	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
1,161件	1,317件	1,400件	1,500件	1,600件	1,700件

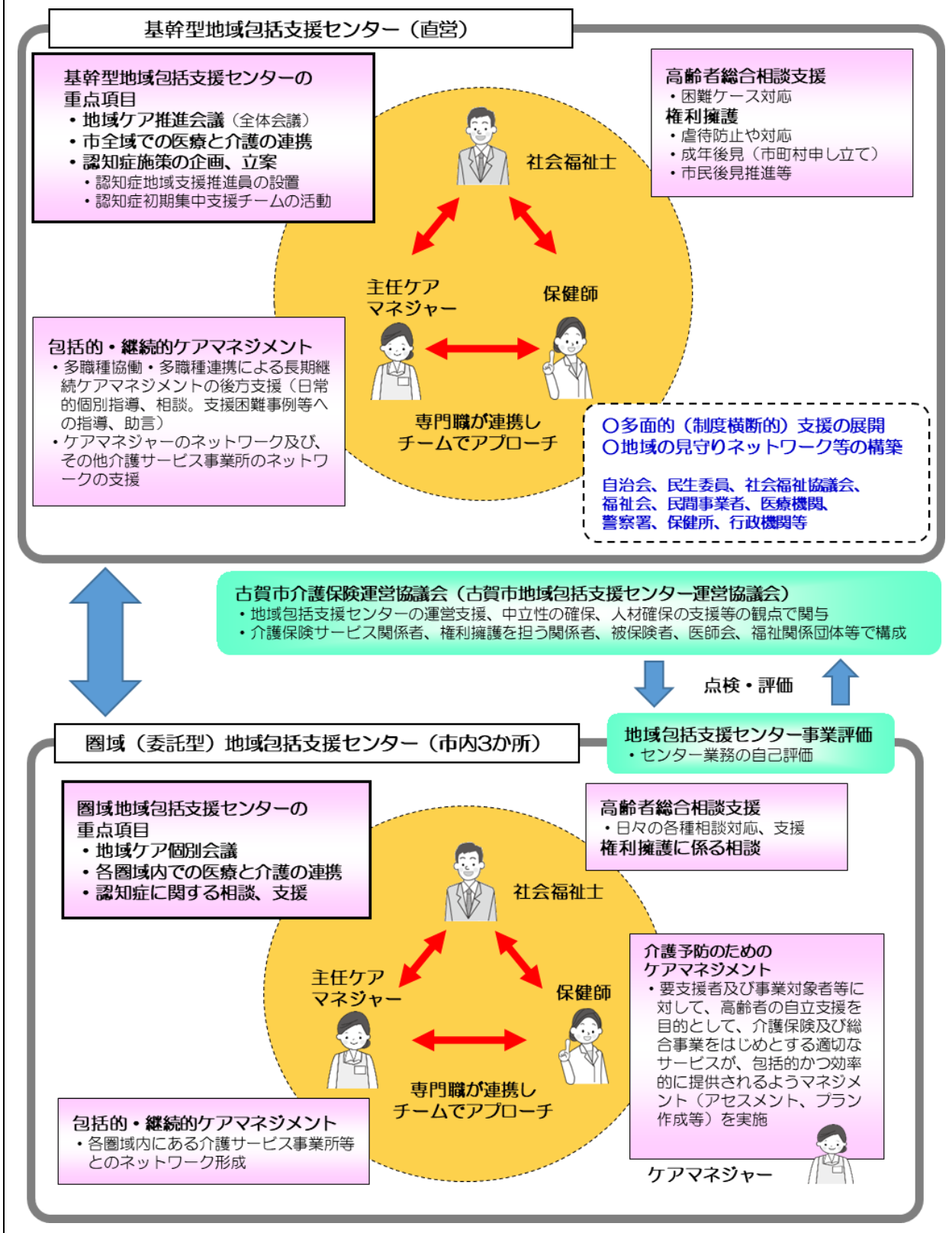
※令和2（2020）年度は見込み値です。

## 【成果指標】地域ケア個別会議での事例検討数

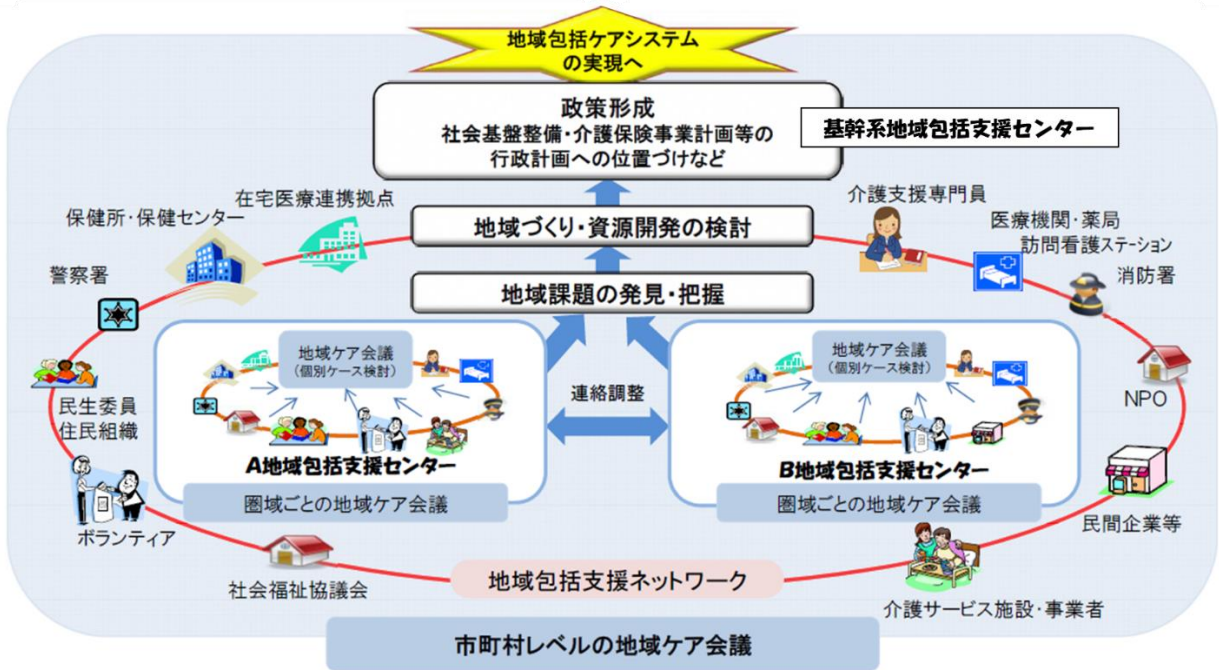
実績			成果指標		
2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)※	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
70件	63件	12件	108件	108件	108件

※令和2（2020）年度は見込み値です。

(図表 4-4) 古賀市地域包括支援センターの体制強化



(図表 4-5) 地域ケア会議の活用イメージ



※ 厚生労働省の資料を基に独自で作成しています。

【基本施策 2 相談支援の推進】

取組の柱5 包括的な相談支援体制の構築

本計画より、令和2（2020）年度の社会福祉法改正による地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築に取り組みます。

取組（キ）重層的な相談支援

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援や多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を実施し、本人に寄り添い、伴走する相談支援体制の構築に取り組みます。



基本施策 3 認知症施策の推進

① 課題

【高齢者実態調査から見えた地域課題】

- ・地域のつどいの場や認知症カフェ等の設置・充実
- ・認知症施策の更なる推進

【第 7 期基本計画から見えた地域課題】

- ・認知症に対する理解促進のための普及啓発
- ・認知症の早期発見、早期対応
- ・認知症の人を地域で支えるサポーターの養成及び活躍できる仕組みづくり

【地域ケア会議等から見えた地域課題】

- ・認知症の早期対応、認知症ケアパスの周知

② 今後 3 年間の取組の方向性

高齢者の増加に伴い、認知症の高齢者も増加しており、認知症高齢者等やその介護者が安心して生活できる地域づくりが必要となっています。

そのため、認知症の早期発見・早期対応の体制及び認知症の人を取り巻く支援体制を構築します。

③ 計画期間の主な取組

【基本施策 3 認知症施策の推進】  
取組の柱 6 認知症の理解促進

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、市民に対し認知症に関する理解を促進するため、認知症サポーター養成講座やまちづくり出前講座等に取り組みます。また、認知症の進行状態に応じた支援やサービスをまとめた認知症ケアパスを活用し、地域住民や企業、介護事業者等に対して、認知症に関する普及啓発に取り組みます。

取組（ク）認知症の普及啓発 【重点】					
認知症の人やその介護者を地域全体で見守り支援するため、古賀市キャラバン・メイト連絡会「橙（だいたい）」の会員を講師として、市民や市内企業、学校教諭、市職員等を対象に、「認知症サポーター養成講座」を実施します。また、市内の小中学生を対象に認知症ジュニアサポーター養成講座「オレンジ教室」を実施するほか、新たに市内の高校・大学での講座を実施します。 養成した認知症サポーターに対しては、見守り活動等を促すために必要な情報提供を行います。					
【成果指標】 認知症サポーター養成講座等受講者数					
実績			成果指標		
2018 年度 (H30)	2019 年度 (H31)	2020 年度 (R2) *	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)
1,384 人	1,173 人	0 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人
※令和 2（2020）年度は見込み値です。					

## 【基本施策3 認知症施策の推進】

## 取組の柱7 認知症の人との共生と予防の推進

認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症の専門職による認知症初期集中支援チームが、早期発見・早期対応を行います。

また、認知症により徘徊のおそれがある人の支援や認知症高齢者等の権利を守り支援する成年後見制度の周知・啓発に取り組みます。

## 取組（ケ）認知症の早期発見・早期対応

複数の専門職（認知症サポート医、チーム員等）で構成された認知症初期集中支援チームにより、認知症の疑いがある人や認知症の人、その家族等を自宅訪問して現状や課題を把握し、早期に必要な支援を包括的・集中的に行うことで、症状の進行を予防し、適切なサービスへつなげます。

また、地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員は、認知症の人がその状態に応じて必要な医療や介護のサービスを受けられるよう、関係機関との連絡体制の強化や支援等を行います。

## 取組（コ）認知症の人と共に生きる支援 【重点】

認知症の人やその介護者、地域住民、医療・介護の専門職が気軽に集い、交流する場である認知症カフェの更なる設置に取り組みます。

認知症高齢者等やその介護者が安心して生活できる環境を整えるために、徘徊のおそれがある人の事前登録を促進し、登録した人が行方不明になった際に警察と連携して広域（福岡市、粕屋地区、宗像地区の自治体）で捜索協力のメール配信を行います。また、認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク登録者等に対し、徘徊した場合の早期発見につながる GPS 機器の貸出に係る費用の一部を補助する事業を新たに行う等、認知症高齢者の見守りと地域のネットワークづくりに取り組みます。

認知症等で判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをすることで、弁護士等の専門職が法律的に意思決定の支援を行う後見人等として家庭裁判所が選任する成年後見制度の利用について、助言等を行うとともに、制度の周知・啓発を行います。また、後見人等の支援が必要な高齢者本人に親族がおらず成年後見制度の申立てを行うことができない場合、市長による申立てを行います。

認知症高齢者や親族のいない高齢者等の増加により、専門職による後見人等の担い手が不足する状況を補完するため、市民後見人の育成を実施する等、高齢者の権利擁護を支援する体制の充実を図ります。

## 【成果指標】認知症カフェ開設箇所数

実績			成果指標		
2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2) ※	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
1 箇所	5 箇所	5 箇所	6 箇所	7 箇所	8 箇所

※令和2（2020）年度は見込み値です。

## 基本施策4 地域での生活を支える医療・介護・福祉サービスの整備

### ① 課題

#### 【高齢者実態調査から見えた課題】

- ・移動や買物に係る支援の充実
- ・住み慣れた地域で最期を迎えることができる介護サービスの確保
- ・終末期に備えた対話の必要性に関する普及啓発
- ・主な介護者が不安を感じる「排泄」や「入浴・洗身」等に対応した訪問型のサービスや通所型のサービスの確保
- ・介護保険が適用されるサービス以外で今後の在宅生活を支えるサービスの確保

#### 【第7期基本計画から見えた課題】

- ・民間サービスの活用や多様な支援の創出
- ・介護サービスの適正利用の推進や介護人材の確保
- ・安心して在宅で生活できる支援の充実

#### 【地域ケア会議から見えた課題】

- ・退院時の医療と介護の連携不足
- ・多職種間の連携強化
- ・介護者の孤立化

#### 【生活支援体制整備事業から見えた課題】

- ・日常生活支援の担い手の養成や発掘

### ② 今後3年間の取組の方向性

在宅医療と介護の連携を推進するために、医療・介護・福祉の関係団体において連携強化が図れるよう体制づくりに取り組めます。

利用者が安心して生活できるよう、介護サービスの適正な運用に取り組めます。

また、介護保険事業以外の高齢者の在宅生活を支える福祉サービスについては、サービスの在り方を見直しながら必要な人に対する支援を行います。

### ③ 計画期間の主な取組

#### 【基本施策4 地域での生活を支える医療・介護・福祉サービスの整備】

#### 取組の柱8 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制づくりに取り組めます。また、市民に対して必要な情報提供を行います。

## 取組（サ）在宅医療・介護連携の普及啓発【重点】

市民が知りたい医療・介護関係機関に関する情報提供として、粕屋医師会が運用する「かすや医療・介護情報ネット（さがすくん）」の周知・啓発を行います。

また、住民講座において ACP（アドバンスケアプランニング：人生会議）※に関する講話など終末期に関する普及啓発を行います。

※ ACP（アドバンスケアプランニング：人生会議）とは、自分自身の終末期の希望について、在宅医療・介護関係者と連携し、望む治療や人生の最期をどのように迎えたいかを考え、周りの人との話し合いを行うことです。

【成果指標】終末期に関する住民講座の参加者数

実績			成果指標		
2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)※	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
—	60人	70人	80人	85人	90人

※令和2（2020）年度は見込み値です。

## 取組（シ）多職種連携の促進

高齢者が自宅等の住み慣れた生活の場で自分らしい生活を続けるために、医療・介護の関係機関（医療機関、薬局、訪問看護事業所、介護サービス事業所等）が連携して、在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。そのため、粕屋医師会や古賀市在宅医療・介護連携協議会（コスモスネット）等とともに、医療と介護の連携体制の構築に取り組みます。

【基本施策4 地域での生活を支える医療・介護・福祉サービスの整備】

## 取組の柱9 介護サービスの適正な運用

利用者が安心して介護サービスを利用できるように、介護予防・生活支援サービスの充実を図るとともに、介護給付費の適正化に取り組みます。また、課題となっている介護人材不足の対策に取り組み、介護保険事業を将来にわたり持続可能なものとします。

## 取組（ス）介護予防・生活支援サービスの推進

地域包括支援センターが中心となり、要支援認定を受けた人など介護予防・生活支援サービス事業の対象となる人の個々の状況を踏まえて、自立支援を目的とした様々なサービスが提供されるよう支援を行います。特に生活機能の低下がみられる高齢者が自分の望む生活や社会活動を実現するために、短期間集中的に生活機能を改善するための運動器の機能向上を目的とした訪問型・通所型サービスC（短期集中予防サービス）の利用を推進します。

【成果指標】訪問型・通所型サービスC（短期集中予防サービス）実利用者数

実績			成果指標		
2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)※	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
14人	17人	19人	22人	25人	28人

※令和2（2020）年度は見込み値です。

## 取組（セ）介護給付費の適正化の取組

介護保険事業の適正な運営を図るため、要介護（支援）認定調査の状況確認や住宅改修等の保険給付状況及びケアプランの点検、介護給付費通知を行います。

また、介護サービス事業所の適正な運営を図るため、事業所に赴き、サービスの提供が適切に行われているかを確認し指摘・指導する「実地指導」や、介護報酬改定等の制度改正や実地指導の指摘事項等について、市内事業所に対し説明する「集団指導」を開催します。

このほか、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度である介護保険の仕組みや利用方法について、パンフレットの作成やホームページの掲載を行うとともに、まちづくり出前講座等を活用し、市民周知を図ります。

【成果指標】実地指導を行う回数

実績			成果指標		
2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)※	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
8回	17回	8回	13回	13回	13回

※ 令和2（2020）年度は見込み値です。



## 取組（ソ）介護人材の確保【重点】

今後も高齢者が増加する一方で、令和7（2025）年以降は65歳未満の人口が減少するという新たな局面を迎えます。介護現場の人手不足は現在でも深刻な問題であり、今後、介護のニーズが更に増加する中、必要なサービスを提供できるよう、介護現場の様々なニーズに対応した取組を実施します。

- ・ 食事の配膳や外出補助など簡単な支援を行うサポーターを育成し、人材不足に悩む介護サービス事業所へ生活支援サポーターとして派遣します。
- ・ 市が定める研修を実施し、調理や掃除、買物等の生活支援を担う介護職を育成します。
- ・ 介護サービス事業所に対し、実際に介護ロボットやICT（情報通信技術）の活用に触れる機会を設け、業務の改善・効率化を検討するきっかけづくりに取り組みます。

## 【成果指標】生活支援サポーター派遣箇所数

実績			成果指標		
2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)※	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
—	—	—	0か所	5か所	10か所

※ 令和2（2020）年度は見込み値です。

## 【基本施策4 地域での生活を支える医療・介護・福祉サービスの整備】

## 取組の柱10 在宅生活の継続支援

介護や支援が必要な高齢者が、在宅で生活できるようなサービスに関する情報の提供や、地域のつながりや支え合いの中で安心して暮らせる支援の充実を図ります。

また、一人暮らし高齢者等の見守りや介護を行う家族の負担軽減等も含めた支援を行います。

## 取組（タ）安心した生活につながる取組

一人暮らし高齢者等が地域で安心して生活できるよう、民生委員や福祉員等の見守りに加え、新聞配達・電気・ガス・郵便局・ごみ収集・宅配弁当・コンビニエンスストア等、多くの事業者が日常の配達業務等で高齢者の異変を察知した時に市へ通報する活動を実施します。併せて、一人暮らし高齢者の不安を軽減するための安否確認緊急対応コールによる見守り支援を実施します。

また、高齢者の在宅生活を支える上で、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった住まいについても、多様な介護ニーズの受け皿となっていることから、福岡県と連携し情報の把握に努め、市民への情報提供を行います。

現在、在宅高齢者の生活支援の一つとして介護用品（紙おむつ）の給付や配食サービスを実施していますが、在宅サービスが必要となる高齢者の増加が見込まれることから、支援の目的や内容、負担のあり方について改めて検討します。

（図表 4-6）有料老人ホーム一覧（令和2年8月1日現在）

施設名	定員	住所	備考
小野山荘	20人	薬王寺539番地1	介護付
グレース天神壹番館	36人	天神1丁目8番36号	
グレース天神貳番館	14人	天神1丁目8番36号	
小野公園美原園	41人	薦野1892番地1	
ひより茶屋	4人	花見東7丁目9番31号	
宅老所あかね	10人	小竹583番地6	
ナーシングホーム花見東	37人	花見東7丁目2番11号	
ハイマート桑の実	44人	駅東2丁目11番14号	
聖恵苑	100人	鹿部482番地	
笑顔満開はなことば古賀	7人	花見南2丁目11番9号	
和光	10人	鹿部4481番地1	
住宅型有料老人ホーム toco home	29人	薦野1936番地1	
ウイザスどんぐり	10人	青柳町803番地	
有料老人ホーム こはる茶屋	20人	米多比555番地1	
ルーエハイム安心	30人	花見南2丁目11番1号	
住宅型有料老人ホームいこいの里古賀	75人	今の庄2丁目15番10号	

（図表 4-7）サービス付き高齢者向け住宅一覧（令和2年8月1日現在）

施設名	住宅戸数	住所	備考
サービス付き高齢者向け住宅 プライカ	29戸	今の庄1丁目19番16号	
びはらホームこすもす館	10戸	薦野1885番地1	

## 取組（チ）家族介護の支援の取組

介護を行う家族の不安を軽減するため、高齢者が適切な介護サービスが受けられるように支援するとともに、移動販売や配食等の民間サービス及び高齢者の個々の状況に応じた地域のつどいの場の情報提供等に取り組みます。

また、介護に関する悩みを抱える家族が集うことができる交流の場に関する情報提供等を行います。その他、家族の介護を抱えている就業者が仕事と介護を両立できるよう、相談支援の充実に取り組みます。

## 【基本施策4 地域での生活を支える医療・介護・福祉サービスの整備】

## 取組の柱11 福祉サービスの実施

介護保険が適用されるサービス以外にも、高齢者に対する福祉サービスや人権擁護の視点で支援を行う事業等を実施します。

## 取組（ツ）生活環境の支援

環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な高齢者に対して、心身の状況、置かれている環境、居宅における介護の可能性を総合的に勘案して養護老人ホームへの入所措置を行います。

また、施設と連携し、入所者の自立をめざす支援が行えるように取り組みます。

## 取組（テ）福祉サービスの支援

現在、はり・きゅう施術料の助成や老人の日に記念品の贈呈を行っていますが、今後、高齢化が進み、高齢者が更に増える状況にあることから、福祉サービスの在り方について改めて検討します。